

第61期報告書

[第61回定時株主総会招集ご通知添付書類]

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)



光世証券株式会社

会 社 の 概 要

社 名 光世証券株式会社
本店所在地 大阪市中央区北浜二丁目 1 番10号
U R L <https://www.kosei.co.jp/>
設立年月日 1961年 4 月21日
資 本 金 120億円
店 舗
本 店 〒541-0041
大阪市中央区北浜二丁目 1 番10号 06(6209)0821(代)
東 京 店 〒103-0026
東京都中央区日本橋兜町 9 番 9 号 03(3667)7721(代)
従 業 員 数 43名 (2021年 3 月31日現在)

目 次

ごあいさつ

第61期事業報告	1
貸借対照表	12
損益計算書	13
株主資本等変動計算書	14
会計監査人の監査報告書謄本	15
監査等委員会の監査報告書謄本	17

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第61期の報告書をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当期は、新型コロナウイルス感染拡大の懸念が依然として残るものの、先進各国の積極的な財政・金融政策、ワクチンの開発・普及等を背景に、市場は世界的にリスク選好的なものとなり、日経平均株価も30年ぶりの3万円台を回復する上昇相場となりました。

このような市場環境の中で、当社の掲げる「お客様本位の業務運営に係る方針」の下、ウィズコロナの状況も踏まえ、各種セミナーや投資アドバイスをウェブ形式でも実施する一方、7月には大阪取引所へ移管された金先物の取扱いを始めるなど商品選択肢の多様化も進めてまいりました。前期に比べて、お客様の投資マインドが回復したこと、個人投資家の間でデリバティブ取引の需要が顕在化し、新規の口座開設が増加したこと等から、受入手数料が増加いたしました。また、活況な株式相場を背景に、自己売買部門のトレーディング成績も復調となりました。

その結果、当期の営業収益は11億11百万円、経常利益は1億76百万円、純利益は1億62百万円となりました。

当社は、これからも、必要とされる良質な金融商品・金融サービスのご提供を通じて、お客様に、また社会から信頼される証券会社を目指して努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年 6 月

取締役社長



吳 大介

第61期 事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当期の国内株式市場は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から急落した前年度末から反転、総じてリスク選好的な動きが続き上昇相場となりました。世界的に新型コロナウイルス感染拡大の懸念が依然として残るものの、先進各国の積極的な財政・金融政策、コロナウイルスワクチンの開発・普及を背景に、世界経済の正常化が進むとの期待が広がりNYダウは史上最高値を記録、日本においても株式相場は年度末にかけて上値を追う展開となり、バブル崩壊後の高値を更新するものとなりました。

この期間の日経平均株価は、期初の1万8千円台から上昇し、6月から2万3千円を挟んだボックス相場がしばらく続いた後、11月に入って再び株価が上向き、30年ぶりとなる3万円台まで急上昇する動きとなりました。

このような市場環境のなかで、当社は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止対策として、根幹の証券業務が適切に行われる態勢を整備した上でリモートワーク機能を推進し、顧客への金融商品・金融サービスの提供、市場での自己取引を行ないました。

コンサルティング部門では、当社の掲げる「お客様本位の業務運営に係る方針」の下、ウィズコロナの状況も踏まえ、各種顧客向けセミナーや投資アドバイスをウェブ形式でも提供する一方、7月には大阪取引所へ移管された金先物の取扱いを始めるなど商品選択肢の多様化も進めてまいりました。当期は、顧客の投資マインドが回復したこと、また個人投資家の間でデリバティブ取引の需要が顕在化、新規の口座開設が増加したことなどから、受入手数料は前年に比べて増加し2億25百万円（前年比149.4%）となりました。

自己売買部門では、リスク管理を徹底した取引を行い、通常のディーリング損益は好調なものとなり、一方で、保有有価証券も株式市場上昇による評価益を計上、当期のトレーディング損益は復調して、6億83百万円（同258.2%）の利益となりました。

また、金融収益は、1億2百万円（同75.7%）、販売費・一般管理費は9億35百万円（同98.8%）となりました。

主な収益と費用の内訳は、以下のとおりです。

[受入手数料]

当期の受入手数料は、2億25百万円（前期比149.4%）となりました。

(イ) 委託手数料

当社の株式委託売買高は、金額で518億41百万円（前期比195.8%）、株数で82百万株（同166.4%）となり、株券委託手数料は1億71百万円（同140.3%）となりました。また、債券委託手数料は2百万円（同133.5%）となりました。

(ロ) その他の受入手数料

その他の受入手数料は16百万円（同108.4%）となりました。

[トレーディング損益]

当期のトレーディング損益は6億83百万円の利益（前期比258.2%）となりました。このうち株券等トレーディング損益については6億80百万円の利益（同258.6%）、債券等・その他のトレーディング損益は3百万円の利益（同185.2%）となりました。

[金 融 収 支]

金融収益は1億2百万円（前期比75.7%）となりました。また、金融費用は35百万円（同318.4%）となり、金融収支は67百万円（前期1億24百万円）となりました。

[販売費・一般管理費]

販売費・一般管理費は9億35百万円（前期比98.8%）となりました。

[特 別 損 益]

当期の特別損益の合計は、20百万円の利益となりました。これは新株予約権戻入益等によるものであります。

[損 益 状 況]

以上ご報告申しあげました営業活動の結果、当期の営業収益は11億11百万円（前期比174.1%）、経常損益は1億76百万円の利益（前期1億68百万円の損失）、当期純損益は1億62百万円の利益（同1億69百万円の損失）となりました。

[自己資本規制比率]

当期の自己資本規制比率は、1,126.0%であります。

商品別の受入手数料の内訳は、次のとおりであります。

受入手数料の内訳

(単位：百万円、％)

	第 60 期		第 61 期	
	(2019. 4. 1～2020. 3. 31)	構成比	(2020. 4. 1～2021. 3. 31)	構成比
株 式	125	83. 1	175	77. 6
債 券	1	1. 1	2	0. 9
受 益 証 券	23	15. 6	48	21. 4
そ の 他	0	0. 2	0	0. 1
合 計	151	100. 0	225	100. 0

(2) 設備投資の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

近年、国内外の経済環境が激変し、我が国経済も厳しい状況が続いておりますが、それはパラダイム・チェンジともいえる変革の時期にあるのだとも言えます。この大きな転換期に金融資本市場を通して投資を行う方々に最適なソリューションを提供することが、我々証券会社に与えられた責務と使命であると考えます。

当社は、金融のコンシェルジュとして、その役割を果たすため、お客様のもつ様々な課題に対し、一人ひとりに誠実に耳を傾け一つひとつのニーズに応えていく、真にお客様本位となる営業体制の構築を図ってまいります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の防止対策として、根幹の証券業務が適切に行われる態勢を整備した上でリモートワーク機能を推進し、お客様へ金融商品・金融サービスを提供してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

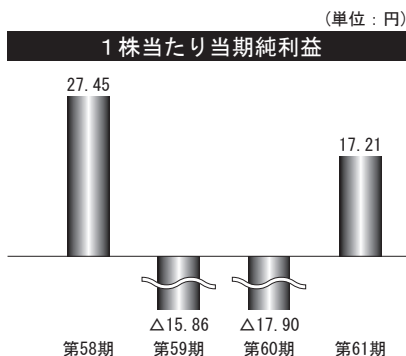
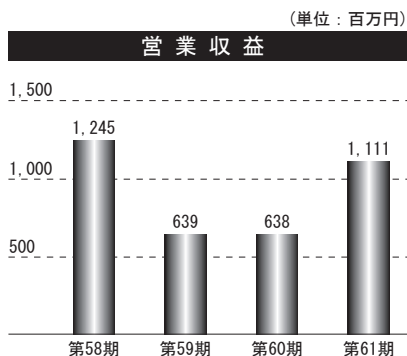
区 分	第58期 (自2017. 4. 1 至2018. 3. 31)	第59期 (自2018. 4. 1 至2019. 3. 31)	第60期 (自2019. 4. 1 至2020. 3. 31)	第61期 (自2020. 4. 1 至2021. 3. 31)
営 業 収 益	1,245	639	638	1,111
(うち受入手数料)	260	161	151	225
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	357	△205	△168	176
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	258	△149	△169	162
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	27.45 ^円	△15.86 ^円	△17.90 ^円	17.21 ^円
総 資 産	20,897	20,026	20,964	22,515
純 資 産	16,878	16,758	16,388	16,673

その他の指標等

(単位：百万円)

区 分	第58期 (自2017. 4. 1 至2018. 3. 31)	第59期 (自2018. 4. 1 至2019. 3. 31)	第60期 (自2019. 4. 1 至2020. 3. 31)	第61期 (自2020. 4. 1 至2021. 3. 31)
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)	273	△371	△319	133
1株当たり純資産	1,790.38 ^円	1,777.70 ^円	1,731.07 ^円	1,764.02 ^円

経営指標等



(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

当社の子会社である株式会社亀山社中は、主たる事業として経営、投資に関するコンサルティング事業等を営むことを目的としておりますが、現在は、実質的な事業活動はおこなっておりません。

(7) 主要な事業内容

①株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は次のとおりであります。

(i) 委託売買業務

金融商品取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

(ii) 自己売買業務

当社が自己の計算において売買をおこなう業務

(iii) 引受・売出し業務

株式の募集または売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

(iv) 募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する業務

②債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受業務、募集の取扱業務から成り立っております。

③投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 店	大阪市中央区北浜二丁目 1 番10号
東 京 店	東京都中央区日本橋兜町 9 番 9 号

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43名	1 名増	46歳 7 月	21年 8 月

(10) 主要な借入先の状況

(単位：百万円)

借 入 先	借入金の種類	借入金残高
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	615

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当政策として、継続的かつ安定的に配当を行うことを念頭に、財務基盤の安定化のため内部留保の充実にも配慮し、当期の業績等、収益環境を総合的に勘案して配当額を決定することを基本方針としております。

なお、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。

当事業年度末(2021年3月31日)を基準日とする配当金は、2021年4月22日開催の取締役会において、上記方針の下、配当を1株当たり13円と決議いたしました。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,451,773株
(自己株式34,627株を除く)
- (3) 株主数 5,470名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社 巽 也 蔵	2,224	23.54
株式会社 巽 事 務 所	1,474	15.60
株 式 会 社 哲 学 の 道 文 庫	922	9.76
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 4)	407	4.31
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	289	3.07
巽 大 介	245	2.60
振 角 典 子	232	2.46
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	118	1.26
川 上 英 之	77	0.82
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 5)	71	0.75

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者
取締役 (監査等委員である者および社外取締役を除く。)	9,579株	3名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 (代表取締役)	巽 大 介	
取 締 役	西 川 雅 博	C S統括担当
取 締 役	石 川 卓 也	システムソリューショングループ兼 ネット事業推進グループ兼管理部門管掌
取 締 役	山 本 將 晴	税理士
取 締 役 (常勤監査等委員)	森 正 行	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	児 玉 憲 夫	弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	村 形 聡	公認会計士・税理士 税理士法人ゼニックス・コンサルティング C E O 村形公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 山本将晴氏、児玉憲夫氏及び村形 聡氏は社外取締役であります。山本将晴氏は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員であります。
2. 監査等委員 村形 聡氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員 森 正行氏は常勤の監査等委員であります。監査等委員会の実効性確保のため、取締役等からの情報収集・内部監査部門との連携が重要であることから、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 監査役の小河伸二氏は第60回定時株主総会終結の時をもって、退任しました。
5. 当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入しております。2021年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	告 野 守	コンサルティンググループ担当

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。その概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

本決定方針は、2021年2月24日に開催された取締役会において決議されました。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第60回定時株主総会において年額2億5千万円以内（うち、社外取締役年額3千万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。また、非金銭報酬の額は、2019年6月26日開催の第59回定時株主総会において、譲渡制限付株式を取締役3名（社外取締役を除く。）に対し、当社普通株式を各事業年度における上限を100千株とし、1年間から3年間の譲渡制限期間を設定して付与する旨決議しております。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第60回定時株主総会において年額3千万円以内（うち、社外取締役年額2千万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る事項

当社の取締役会は、取締役の個人別の基本報酬については、個々人のセンシティブな議案となることから、個人別の基本報酬の額および非金銭報酬等の額または数など、その具体的内容の決定についての権限を代表取締役社長 異大介に委任しております。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう監督を行う措置を講じており、所定の手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容は本決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の額			対象となる役員の員数
		固定報酬	譲渡制限付株式報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員である者を除く） （うち社外取締役）	91百万円 （2百万円）	68百万円 （2百万円）	6百万円 （ — ）	16百万円 （ — ）	4名 （1名）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	8百万円 （3百万円）	8百万円 （3百万円）	— （ — ）	0百万円 （ — ）	3名 （2名）
監査役 （うち社外監査役）	1百万円 （0百万円）	1百万円 （0百万円）	— （ — ）	— （ — ）	3名 （2名）

(注) 1. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

2. 業績連動報酬等は支給しておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者の兼職状況等

氏 名	当社の職務	兼任の職務	法 人 名 等
村形 聡	取締役 (監査等委員)	C E O 代 表	税理士法人ゼニックス・コンサルティング 村形公認会計士事務所

上記の他の法人等と当社との間には、取引関係はありません。

②他の法人等の社外役員の重要な兼職状況等

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

氏 名	当社の職務	主 な 活 動 状 況
山本將晴	社外取締役	当事業年度に開催した10回の取締役会すべてに出席し、税務、会計など専門的見地から発言をしております。 山本氏には、主に税務の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて経営に有益な助言・提言を適宜行うとともに、事業推進に関する議論、経営全般にわたる意思決定の妥当性および適正性確保のため、独立した立場で当社の経営を監視・監督いただくことを期待しており、取締役会での議論を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
児玉憲夫	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催した10回の取締役会、1回の監査役会、8回の監査等委員会すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から発言をしております。 児玉氏には、監査の状況や内部統制システムを始めとする取締役職務の執行を監査し、また、法的なアドバイスをはじめ経営全般にわたる意思決定の妥当性および適正性確保のため、独立した立場で当社の経営を監視・監督いただくことを期待しており、取締役会、監査等委員会での議論を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。
村形 聡	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催した10回の取締役会、1回の監査役会、8回の監査等委員会すべてに出席し、公認会計士、税理士として税務、会計など専門的見地から、積極的な発言を行っております。 村形氏には、監査の状況や内部統制システムを始めとする取締役職務の執行を監査し、税務・会計に関するアドバイスをはじめ、経営全般にわたる意思決定の妥当性および適正性確保のため、独立した立場で当社の経営を監視・監督いただくことを期待しており、取締役会、監査等委員会での議論を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役との間に、会社法第427条第1項の規定にもとづき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(注) 本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率の表示未満は四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,367	流 動 負 債	5,137
現 金 お よ び 預 金	7,024	トレーディング商品	268
預 託 金	3,729	商品有価証券等	249
トレーディング商品	1,204	デリバティブ取引	19
商品有価証券等	1,179	約 定 見 返 勘 定	134
デリバティブ取引	24	信 用 取 引 負 債	702
信 用 取 引 資 産	2,035	信用取引借入金	615
信用取引貸付金	1,375	信用取引貸証券受入金	86
信用取引借証券担保金	659	預 り 金	2,661
短 期 差 入 保 証 金	313	受 入 保 証 金	1,257
そ の 他	60	未 払 法 人 税 等	52
		賞 与 引 当 金	14
		そ の 他	47
固 定 資 産	8,147	固 定 負 債	700
有 形 固 定 資 産	4,072	繰 延 税 金 負 債	266
建 物	1,288	退 職 給 付 引 当 金	59
器 具 ・ 備 品	18	役員退職慰労引当金	370
土 地	2,766	そ の 他	4
無 形 固 定 資 産	14	特 別 法 上 の 準 備 金	3
ソ フ ト ウ ェ ア	13	金融商品取引責任準備金	3
そ の 他	1	負 債 合 計	5,842
投 資 そ の 他 の 資 産	4,059	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	3,649	科 目	金 額
関 係 会 社 株 式	7	株 主 資 本	16,070
長 期 立 替 金	86	資 本 金	12,000
そ の 他	551	資 本 剰 余 金	3,947
貸 倒 引 当 金	△234	資 本 準 備 金	3,000
資 産 合 計	22,515	そ の 他 資 本 剰 余 金	947
		利 益 剰 余 金	162
		そ の 他 利 益 剰 余 金	162
		繰 越 利 益 剰 余 金	162
		自 己 株 式	△40
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	603
		その他有価証券評価差額金	603
		純 資 産 合 計	16,673
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,515

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	内 訳	金 額
営 業 収 益		1,111
受 入 手 数 料	225	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	683	
金 融 収 益	102	
そ の 他 の 営 業 収 益	99	
金 融 費 用		35
そ の 他 の 営 業 費 用		7
純 営 業 収 益		1,069
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		935
営 業 利 益		133
営 業 外 収 益		68
営 業 外 費 用		25
経 常 利 益		176
特 別 利 益		21
新 株 予 約 権 戻 入 益	21	
特 別 損 失		1
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ	1	
税 引 前 当 期 純 利 益		196
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税		33
当 期 純 利 益		162

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他の利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,000	3,000	1,106	4,106	△92	△92
当期変動額						
剰余金（その他資本剰余金）の配当			△66	△66		
当期純利益					162	162
欠損填補			△92	△92	92	92
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	△158	△158	254	254
当期末残高	12,000	3,000	947	3,947	162	162

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△37	15,976	391	391	21	16,388
当期変動額						
剰余金（その他資本剰余金）の配当		△66				△66
当期純利益		162				162
欠損填補						—
自己株式の取得	△2	△2				△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			211	211	△21	190
当期変動額合計	△2	93	211	211	△21	284
当期末残高	△40	16,070	603	603	—	16,673

(注) 本計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率の表示未満は四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年 5 月 19 日

光 世 証 券 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士

池 田 剛 士^印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

北 口 信 吾^印

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、光世証券株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

光世証券株式会社 監査等委員会

監査等委員 森 正 行 ⑩

監査等委員 児 玉 憲 夫 ⑩

監査等委員 村 形 聡 ⑩

なお、監査等委員児玉憲夫及び村形聡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メモ

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日
期末配当金受領株主 確定日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	大阪市中心区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 および照会先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-782-031 受付時間 平日午前9時～午後5時
公告の方法	電子公告とし、当社ホームページ(https://www.kosei.co.jp/) に掲載いたします。 ※やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日 本経済新聞に掲載いたします。

【株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について】

証券会社等に口座を開設されている株主様は住所変更等のお届出およびご照会は、口座のある証券会社等にお申し出ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様(証券会社等に口座を開設されていなかった株主様)には、株主様の権利を保全するために、当社が信託銀行等に口座(特別口座といいます。)を開設しています。

【株式の売買等について】

特別口座は証券会社等の口座とは異なり、そのままでは売買等を行うことができません。売買等をご希望される場合には、あらかじめ証券会社等に株主様ご本人名義の口座を開設(既に開設されている場合は不要です。)し、特別口座から証券会社等の口座への振替申請を行っていただく必要がございます。お手続き方法の詳細につきましては上記、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社へお問い合わせください。

【未受領の配当金について】

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。